

令和6年度 第2回福岡地区海浜事故防止推進委員会

会議次第

- 1 開会の辞
- 2 出席者紹介
- 3 会長挨拶
- 4 議事
 - (1) 海浜事故発生状況について
 - (2) 各自治体等における海浜事故事例等及び海浜事故防止対策等
について
 - (3) 海水浴場等における安全管理体制の事例紹介について
 - (4) その他（連絡事項）
- 5 閉会の辞

令和6年度
第2回福岡地区海浜事故防止推進委員会
会議資料



令和5年の離岸流事故を受けて設置された遊泳者への注意喚起看板（糸島市 大口海岸）

令和6年9月26日（木）
福岡港湾合同庁舎6階会議室

議 事 1

海浜事故発生状況について

令和6年度夏季期間における 福岡地区海浜事故発生状況について

～船舶・人身とも昨年より減少～

令和6年7月16日から8月31日までの間（速報値）

※ 船舶事故4隻！ → うち、プレジャーボートの事故が3隻発生!!

※ 人身事故6人！ → うち、マリンレジャーに伴う事故が3人発生!!

(うち遊泳中2人、トーイング遊具中1人)

(詳しくは主な事故事例へ)

夏季安全推進活動期間（7/16～8/31）に発生した海難

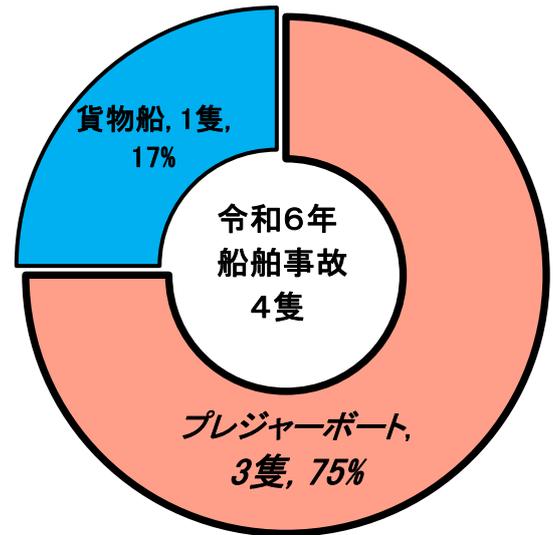
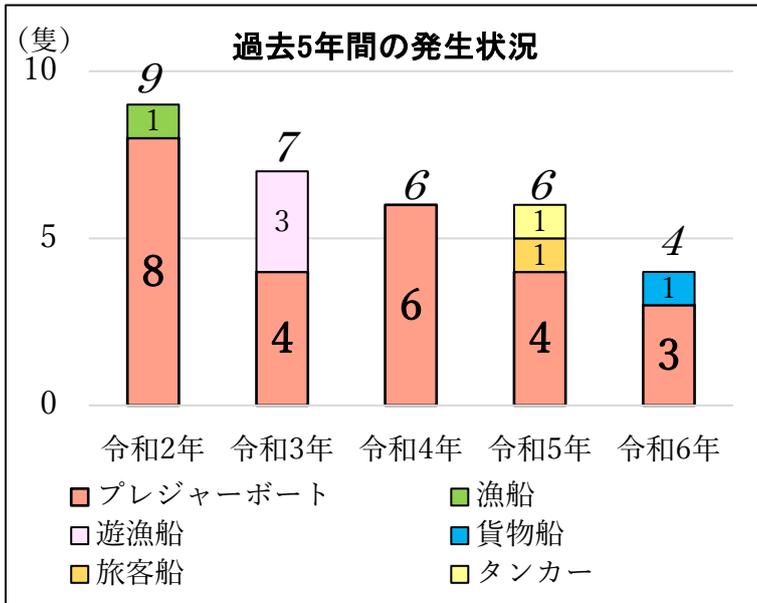
(福岡海上保安部管内)

船舶海難(隻)	区分	令和6年度	前年比	人身海難(人)	区分	令和6年度	前年比
	衝突	0	-4		海中転落	0	-1
単独衝突	1	+1	負傷	1	±0		
乗揚	2	+2	溺水	1(うち死亡1)	-2		
浸水	1	+1	帰還不能	2(うち死亡1)	-4		
運航不能	0	-2	自殺	2	-2		
合計	4	-2	合計	6	-9		

1. 期間中の船舶事故発生状況（船舶種類別）

（1）傾向

令和6年の期間中の船舶事故隻数は4隻で、昨年度の同期間中と比較して2隻減となっています。船舶種類別にみると、プレジャーボートが3隻（75%）と最も多く、過去5年間の発生状況を見ても、プレジャーボートの海難が多く発生しています。



（2）事故事例

事例1：ヨットの砂浜への乗揚

事故概要：5名乗組みのクルーザーヨットが、福岡市西区のうしろ浜に到着し、砂浜でバーベキューを行った後、出港するために砂浜に係留していたヨットに戻ると、潮が引いており、ヨットが砂浜に完全に乗揚げてしまい、引き出すことができなくなりました。ヨットは、その後、所属するヨットハーバーの救助艇により引き出し救助されました。

事例2：プレジャーボートの浅瀬への乗揚げ

事故概要：福岡市東区志賀島北方沖で、釣りを終えて帰港中のプレジャーボート（7名乗組み）が、浅瀬（岩）に乗揚げました。乗揚げたプレジャーボートは、巡視艇により引き出し救助され、乗船者に怪我等はなく、油等の流出もありませんでした。

（3）対策及び課題

7月から8月にかけて、船を錨泊した後、食事等のために離船している間に潮が引き、船が乗揚げの事故が頻発しており、また、浅瀬への乗揚げ等、事前に海図や潮汐表等で情報収集を行っていれば防げた事故が多く発生しました。

これらの事故について、小型船舶の操縦免許更新講習に併せた講習や、管内マリナー等において啓発リーフレットを活用し、出港前の情報収集や発航前の検査の重要性等について啓発活動を行いました。

このような離船中に潮汐や風浪の影響による乗揚げや浸水する事故は、夏季に多く発生しており、発生場所については、船を錨泊して上陸できる砂浜があり、かつ、近くに飲食できる店舗等がある福岡市西区の大原海水浴場から糸島市西側沿岸にかけて多く発生しています。

今後の取り組みとして、夏季の海浜パトロール時における遊泳客への啓発にあわせ、これらの船舶に対しても、注意喚起や指導を行う必要があると考えます。

また、ホームページ等により広く多くの利用者へ注意喚起を行うことも効果的な啓発になるものと考えます。

浸水・乗揚事故多発中！

～目を離したその際に～

このような事故が起きています！

令和6年7月7日(日)福岡市西区に所在する大原海水浴場において、水上オートバイを錨泊させ昼食を取るため上陸した。昼食後同船に戻ったところ、潮が引き船底が着底しているのを認め、航行不能に陥った。



令和6年8月12日(月)福岡市西区に所在する大原海水浴場沖において、プレジャーボートを錨泊させ昼食を取るため上陸した。昼食後同船に戻ったところ、風浪の影響で機関室に浸水しているのを認め、航行不能に陥った。

錨泊して上陸する際の注意点！

出発前にしっかりと確認たい！

- 潮汐を確認しましょう
- 船位の確認をしましょう
- 事前に水路調査をしましょう
- 開口部を閉鎖しましょう



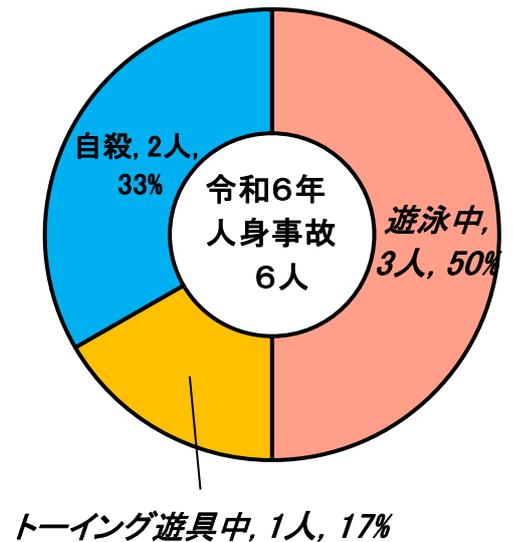
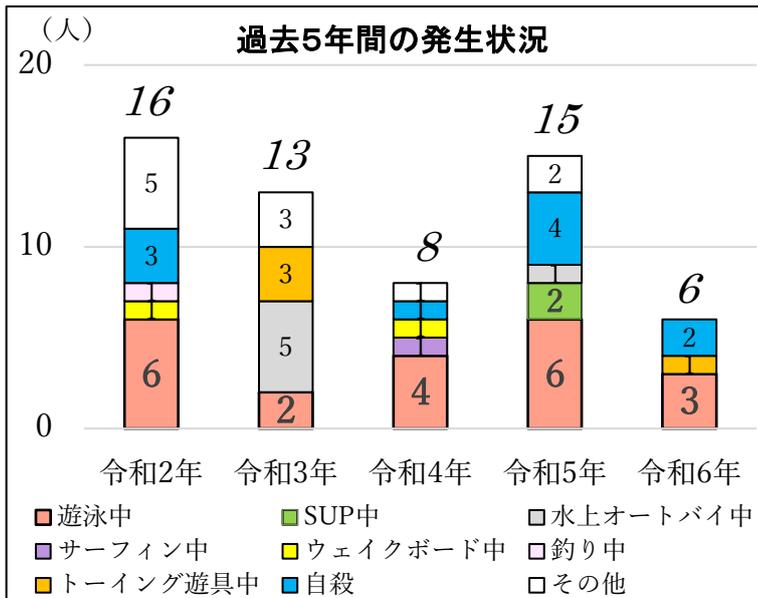
JCG 福岡海上保安部 問い合わせ先 福岡海上保安部交通課 Tel:092-281-5867

啓発用リーフレット（指導時に使用）

2. 期間中の人身事故発生状況（活動内容別）

(1) 傾向

令和6年の同期間中の人身事故は、6人と昨年度の同期間中と比較して9人減少しました。このうちマリンレジャーに伴う海難は3人発生しており、活動内容別では、遊泳中が3人（50%）と最も多く、過去5年間の発生状況を見ても遊泳中の事故が多く発生しています。



(2) 事故事例

事例1：バナナボートから転落し負傷（トーイング遊具中）

事故概要：水上オートバイに曳かれたバナナボート（7名乗組み）から男性1名が転落し、顔面を海面に強打し負傷しました。男性は、搬送先の病院で、右側頭蓋骨骨折等、全治10日と診断され、入院加療となりました。



事故者が乗っていたバナナボート

事例 2：風浪の影響による帰還不能（遊泳中）

事故概要：福岡市東区の志賀島海水浴場で、大型浮体遊具に乗って遊んでいた児童2名が、風浪の影響により沖合に流され、海中転落しました。一緒に海水浴に来ていた女性が、児童らが流されていることに気付き、泳いで児童らを確認し、その後3名は救助に向かった漁船により救助されました。児童1名と女性に怪我等はありませんでしたが、もう1名の児童は病院へ搬送され、その後心肺蘇生したものの、意識不明の重体であり、9月10日付報道より低酸素脳症による死亡が発表されました。



児童2名が乗っていた大型浮体遊具（フロート）

(3) 対策及び課題

今夏は、マリンレジャー活動中の事故として、水上オートバイに曳かれたバナナボートから乗客が転落し負傷する事故や、海水浴場で大型浮体遊具を使用中に風浪により沖合に流され帰還不能となる事故が発生しました。

これらの事故を受けて、バナナボートを運航する事業者や、水上オートバイをレンタルするマリーナ等を訪問し、安全対策について確認、指導を実施したほか、マリンレジャーを安全に楽しむための基本的事項を掲載したウォーターセーフティガイドを活用した啓発活動を実施しました。

また、海水浴場における各機関との合同パトロールや、毎週末の海浜パトロールを行い、特に、「子どもから目を離さない」「風の強い日は大型浮体遊具（フロート）を使用しない」等、遊泳客等に対し啓発活動を実施しました。



QR コード

https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/OO_totalsafety.html

今夏、遊泳中の事故が発生した海水浴場は、福岡市東区の志賀島海水浴場のみであり、管理状況を調査した結果、監視員が不在であったことが判明しました。

今回のような大型浮体遊具の事故の多くが、保護者等が「目を離れたうち」に子どもが流される事故であり、監視員不在の海水浴場では、今後も同様の事故が起こるおそれがあります。

今後の取り組みとして、遊泳客に対し、「子供から絶対に目を離さない」「子供だけで泳ぎに行かない」ことを強く呼びかけるとともに、「監視員がいる管理された海水浴場で遊泳すること」を海水浴シーズン前から、呼びかける必要があります。

また、管内海水浴場の管理者に対し、監視体制及び救助体制の確立を促す必要があると考えます。

海水浴を安全に楽しむための注意事項

～大型浮体遊具の危険性～

このような事故が起きています！



令和6年7月30日（火）
福岡市東区に所在する志賀島海水浴場において、大型浮体遊具に乗って遊んでいた幼児2名が沖合に流された後、同遊具から海中に転落する事故が発生しました。

安全に楽しむために守ってほしいこと！

- 保護者は常に子供から目を離さないこと。
- 保護者は子供が乗った大型浮体遊具から手を離さないこと。
- 風の強い日には大型浮体遊具の使用を控えること。
- 救命胴衣を着用すること。

 **福岡海上保安部** 問い合わせ先
福岡海上保安部交通課 TEL:092-281-5867

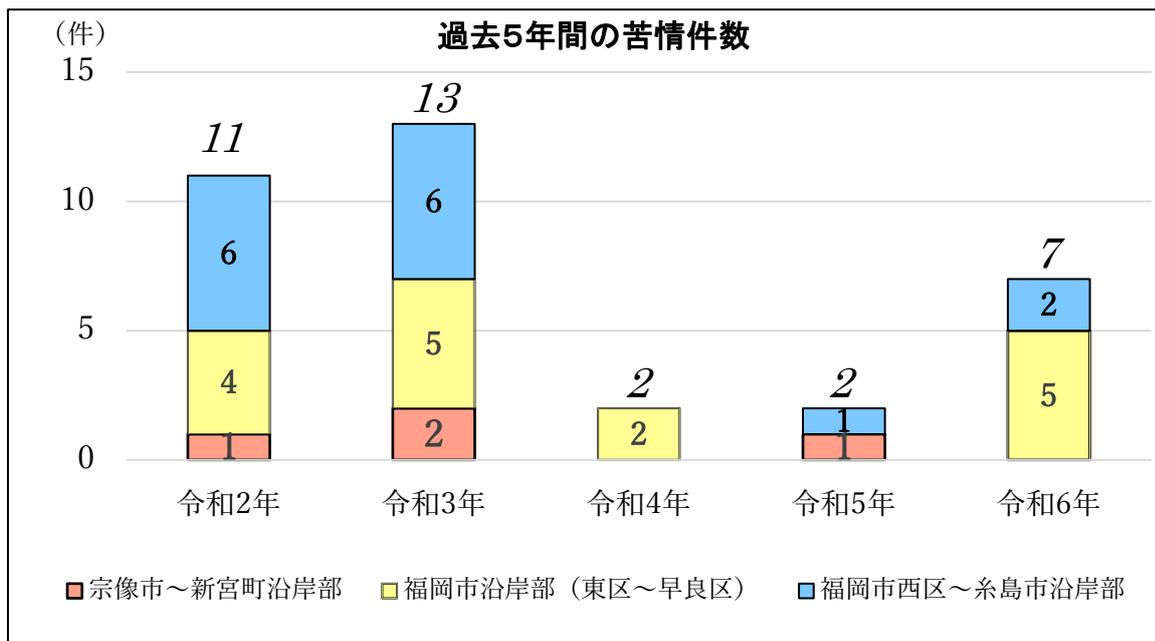
啓発用リーフレット（指導時に使用）

3. マリンレジャーに関する苦情状況（水上オートバイ）

(1) 傾向

今夏のマリンレジャーに関する苦情状況（水上オートバイ）については、7件の通報を受報しており、昨年と比較し5件増となっています。

通報場所は管内中央エリア（福岡市東区～早良区の沿岸部）で5件、西部エリア（福岡市西区～糸島市の沿岸部）で2件であり、通報内容は海水浴場等において遊泳者等の近くを遊走しており危険であるといったものが4件、騒音による苦情が3件となっており、集団走行による苦情が多くを占めています。



(2) 通報内容

令和6年7月から8月にかけて7件の通報を受報。

受報日	場所	通報内容
7/5（金）	西戸崎沖	水上オートバイの集団走行による騒音苦情
7/20（土）	福岡市営渡船	水上オートバイの集団走行により渡船の入出港に支障
7/21（日）	西戸崎沖	水上オートバイの集団走行による騒音苦情
7/22（月）	唐泊漁港北側沿岸	ダイビング客の付近を水上オートバイが走行し危険である
8/3（土）	勝馬海水浴場	水上オートバイが遊泳者の近くを遊走し危険である
8/5（月）	能古島キャンプ場	水上オートバイの集団走行による騒音苦情
8/18（日）	大原海水浴場	水上オートバイの遊泳区域内侵入情報

(3) 対策及び課題

夏季の水上オートバイに対する苦情について、水上オートバイをレンタルするマリーナ等への訪問指導や小型船舶免許更新時講習において周知啓発を実施したほか、海水浴場等でのパトロールを実施したものの、苦情件数が増加傾向にあることから、関係機関や関係団体と協議のうえ、今後の対応策を検討する必要があります。

議 事 2

各自治体等における海浜事故
事例等及び海浜事故防止対策等について

福岡海上保安部

◎7月20日(土) 北斗の水くみ海浜公園における合同海浜パトロール
 参加機関: 福岡海上保安部、宗像市、宗像警察署、宗像地区消防本部、宗像ライフセービングクラブ
 対象: 遊泳客等約260名



◎7月25日(木) 福岡市との合同パトロール
 参加機関: 福岡海上保安部、福岡市港湾空港局 対象: 管内マリナー、海水浴場管理者等



◎8月4日(日) 志賀島海水浴場における合同海浜パトロール
 参加機関: 福岡海上保安部、福岡市、福岡県警東警察署、福岡市消防局
 対象: 遊泳客等約200名 報道: 福岡放送、RKB毎日放送、NHK福岡放送局



海水浴を安全に楽しむための注意事項

～大型浮体遊具の危険性～

❗このような事故が起きています!

❗注意!



令和6年7月30日(火) 福岡市東区に所在する志賀島海水浴場において、大型浮体遊具に乗って遊んでいた幼児2名が沖合に流された後、同遊具から海中に転落する事故が発生しました。

❗安全に楽しむために守ってほしいこと!

- 保護者は常に子供から目を離さないこと。
- 保護者は子供が乗った大型浮体遊具から手を離さないこと。
- 風の強い日には大型浮体遊具の使用を控えること。
- 救命胴衣を着用すること。


 福岡海上保安部

 問い合わせ先
 福岡海上保安部 総務課 電話: 092-281-5807

啓発ポスター



協力：地元アイドルグループ「LinQ」



みずほPayPayドームセンタービジョンを利用した周知活動



ポートレース福岡大型ビジョンを利用した啓発活動



サンデー福岡への離岸流に関する啓発記事の掲載



夏休み前における小学校での安全教室・講話



毎週末の海浜パトロール

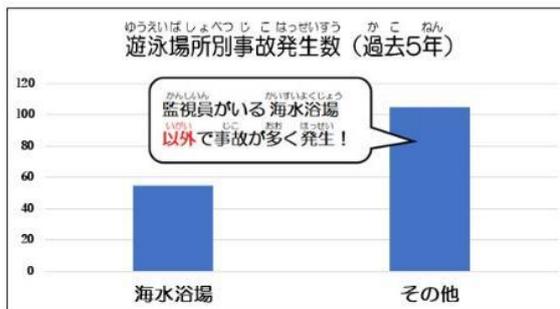


イベントでの啓発活動

福岡海上保安部からのお願い！！

海での約束

子どもの海での事故は7月～8月、海水浴場以外で多く発生。



◆子どもの海での事故の特徴◆



- 海水浴場以外で発生！
- ライフジャケット未着用で発生！
- 保護者なし（子どものみ）で海に行き発生！
- 天気の悪い日に海に行き発生！



海へ遊びに行く時は、笑顔でおうちにかえれるように★のお約束を守りましょう。

★監視員のいる海水浴場で泳ごう！★

事前にライフセーバーや監視員のいる管理された海水浴場を調べ、その海水浴場で泳ぎましょう。



★ライフジャケットを着よう！★

ライフジャケットを着用する際は、自分の身体にあったものを選び、損傷個所がないかを確認してから正しく着用しましょう。



★大人と一緒に海へ行こう！★

海では思わぬ事故が起こります。一緒に来た大人から離れず、遊ぶようにしましょう。
※保護者の方へ：子供から目を離さないようにしましょう。



★天気予報を確認しよう！★

風の影響で沖に流される事故が発生しています。事前に天気予報で風と波を確認しましょう。計画を変更する勇気も大切です。



監視員等が配置された海水浴場一覧
<福岡県ライフセービング協会HP参照>
<https://lifesaving.Fukuoka.jp/beach.html>



福岡海上保安部交通課

マリンレジャーの安全情報はこちらから



夏休み前における小学校での安全講話用資料

福岡県ライフセービング協会

福岡県ライフセービング協会

○ 令和6年度各自治体等における海浜事故事例及び海浜事故防止等について

① 海浜事故の発生状況・事故事例及びヒヤリハット事例、出動実績等

7/7 古賀海岸：新宮 LSC がパトロール中であったが、場所が遠く、気がつかなかった。

7/30 志賀島海水浴場：昨年までパトロールを実施していたが、本年はパトロール未実施。

(速報値)

- ・ 北斗の水くみ海浜公園：2 件 5 名
- ・ 福岡・宮地浜・津屋崎海水浴場：22 件 22 名
- ・ 新宮海水浴場：0 件
- ・ シーサイドももち海浜公園：0 件

② マリンレジャーに関する苦情等の通報事例（例：水上バイクの迷惑走行等）

例年数件の相談や苦情等あるが、本年はなし。

③ その他問題点等（各自治体、保安部への意見等でも結構です。）

なし

④ 海浜事故対策及び課題について

志賀島海水浴場では、海の家を営業される方々のライフセービング活動への無理解により、例年ライフセーバーが配置されているところ、本年は配置されることなく、結果として死傷者を伴う重大な海浜事故が発生いたしました。ライフセーバーが活動していれば防ぎ得た事故だと考えています。福岡県内の各海水浴場でライフセーバーが活動する未来を目指したいです。

2024年 福岡県ライフセービング協会 パトロール統計

■パトロール概要

海水浴場等	シーサイドももち海浜公園(福岡市早良区)	新宮海水浴場(糟屋郡新宮町)	福岡・宮地浜・津屋崎海水浴場(福津市)	北斗の水汲み海浜公園(宗像市)	福岡県LS協会
LSC	博多S・九産大・福岡大LSC	新宮LSC	福岡SSSLSC	宗像LSC	6LSC
期間	7/13~9/1	7/6~8/25	7/3~8/31	7/6~8/31	7/3~9/1
日数	51日	18日	59日	32日	延べ160日
総入込数	7,310人	3,402人	10,000人	3,393人	延べ24,105人
ピーク時入込数	747人	650人	500人	326人	平均2,223人
パトロール時間(日)	8時間	7.5時間	8時間	8.5時間	平均8.0時間
延べLS数	747人	127人	121人	102人	延べ1,097人
延べパトロール時間(×人)	5,976時間	953時間	968時間	867時間	延べ8,764時間

※ 延べライフセーバー数=海水浴場開設期間中に配置した人数の合計

※ 延べパトロール時間=1日のパトロール総時間×延べライフセーバー数

■レスキュー概要

海水浴場	シーサイドももち海浜公園(福岡市早良区)	新宮海水浴場(糟屋郡新宮町)	福岡・宮地浜・津屋崎海水浴場(福津市)	北斗の水汲み海浜公園(宗像市)	福岡県LS協会
レスキュー数	0人	0人	22人	5人	27人
EC					0人
PA			22人	5人	27人

※ EC=Emergency Care (救助した時に意識が無い(反応がない・目を開けない))

※ PA=Preventive Action (救助した時に意識がある(反応がある・目を開ける))

■レスキュー詳細

海水浴場	シーサイドももち海浜公園(福岡市早良区)	新宮海水浴場(糟屋郡新宮町)	福岡・宮地浜・津屋崎海水浴場(福津市)	北斗の水汲み海浜公園(宗像市)	福岡県LS協会
PA			22人	5人	27人
PA(男性)			不明	4人	4人
PA(女性)			不明	1人	1人
PA(年齢不明)			22人		22人
PA(40歳代)				5人	5人
PA自然要因(風に流される)			22人	5人	27人
PA個人要因(その他)			22人	2人	27人
PA行為(浮具有)				3人	3人
PA行為(その他 SUP)			22人	2人	24人

■FA詳細

海水浴場	シーサイドももち海浜公園(福岡市早良区)	新宮海水浴場(糟屋郡新宮町)	福岡・宮地浜・津屋崎海水浴場(福津市)	北斗の水汲み海浜公園(宗像市)	福岡県LS協会
FA	16人	7人	26人	9人	58人
擦過傷	2人			3人	5人
骨折			1人		1人
切創	7人		1人	2人	10人
打撲			1人		1人
捻挫			1人		1人
熱中症		5人			5人
クラゲ			18人	2人	20人
エイ		1人	1人		2人
とげ	7人	1人	1人	2人	11人
泥酔			2人		2人

※ FA=First Aid (応急手当)

■対応件数（延べ総数）

海水浴場	シーサイドももち海浜公園(福岡市早良区)	新宮海岸(糟屋郡新宮町)	福岡・宮地浜・津屋崎海水浴場(福津市)	北斗の水汲み海浜公園(宗像市)	福岡県LS協会
通報対応	0件	1件	0件	0件	1件
海上保安庁					0件
消防(救助)					0件
警察		1件			1件

■総論

この統計は、公益財団法人日本ライフセービング協会に加盟する福岡県ライフセービング協会に所属する福岡県内各ライフセービングクラブが夏季に海水浴場において活動したパトロールの統計です。

2024年に6LSCが活動した6浜でのレスキュー人数は27人でした。

2024年は、浮具やSUPが風に流された27人以外では、いわゆる溺水事故でのレスキューは0件でした。ライフセーバーによる声かけなどの未然事故防止活動が実った結果であると捉えています。

■過去の統計

年	活動浜	活動LSC数	レスキュー	FA	延べ日数	延べ総入込数	延べLS数	延べパトロール時間
2019年	4浜	5LSC	44人	114人	延べ172日	延べ34,420人	延べ1,265人	延べ8,760時間
2020年	3浜	4LSC	23人	29人	延べ171日	不明	延べ574人	延べ5,094時間
2021年	5浜	6LSC	32人	45人	延べ170日	不明	延べ775人	延べ6,220時間
2022年	5浜	6LSC	42人	69人	延べ191日	延べ21,796人	延べ1,091人	延べ7,980時間
2023年	5浜	6LSC	39人	55人	延べ170日	延べ25,347人	延べ1,647人	延べ11,703時間
2024年	6浜	6LSC	27人	58人	延べ160日	延べ24,105人	延べ1,097人	延べ8,764時間



特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

Mail : info@lifesaving.fukuoka.jp



全国のレスキューの実態

7月1日～8月31日

Preventive
Action

意識のある人
の救助



401人

Emergency
Care

意識のない人を含む
中等症・重症の人の救助



7人

First
Aid

応急手当



3,372人

Ambulance
Transportation

救急搬送



180人

Beachgoers

利用者数



352万人

408人

2024年7月1日～8月31日における救助件数は**408**件、うち意識のある人の救助（P.A.）は**401**件、意識のない人を含む中等症・重症の人の救助（E.C.）は**7**件。

PW 安全協会九州地方本部福岡支部

PW 安全協会福岡市支部
支部長 松尾 英仁

水上オートバイに関する事故について

水上オートバイの稼働及び船舶免許需要が減少傾向である。

マリンレジャーの動向を見るうえで一つの指標となるのがレンタルの稼働状況である。

コロナ禍にあった 2020 年から 22 年にかけて稼働数が増加。蜜を避け、海や山へと人が流れ、そのタイミングで事故や苦情がマスコミを騒がせたが、今シーズン急速に熱が冷めたように感じる。

同時にボート・特殊小型船舶免許取得者も減少している。一社) 日本マリン事業協会によると (website より参照) コロナ禍、船舶免許はアウトドア需要に牽引され新規 65 千人 (2021 年) 迄増加したものの 2023 年には 44 千人、対比 68%と減少傾向である。

酷暑の影響か海水浴人口の減少も聞かれるが、苦情や通報は増加傾向にあると聞く。

図 1



(レンタル艇稼働数は天候の影響がある)

図 3

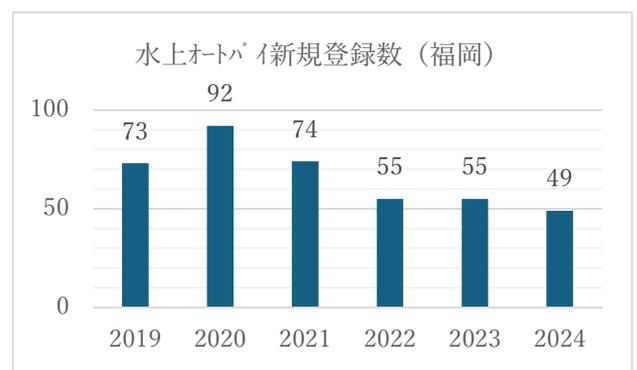
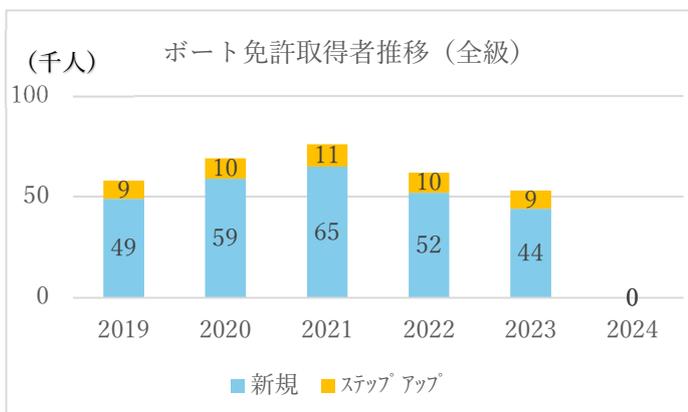


図 2



○水上オートバイ事故事例

- ・水上オートバイを錨泊させ艇を離れたところ、潮が引き着底、航行不能となる
- ・ロープ巻き込みによる航行不能（ワンシーズンに十数件/福岡マリーナのみ）
- ・暗礁に気づかず船底損傷（自力航行可能）

経験不足から来るミスであり、それを補うのが販売店やマリーナの指導であるはずだが行き届かないのが現状である。

○対策

1.福岡地区の業者、販売店の連携強化

福岡地区内の事故事例や苦情を共有する手段が必要。それをユーザーにも発信し、密にコミュニケーションをとっていく。

特に苦情については、海水浴場、ライフセーバーやサーフィン、サップのショップ等から情報を収集する必要がある。

2.水上オートバイ 安全講習会の実施

ヤマハ発動機（株）が運営するレンタルクラブ「シースタイル」での水上オートバイの利用にあたっては、事前講習を義務付けており、博多湾の特徴、危険及び進入禁止水域の周知、トラブルシューティング等2時間程の講習を実施している。

この様な講習を自己所有のユーザー向けに開催する事も視野に入れる。

地区内の業者、マリーナの足並みをそろえる事が重要。

3.位置情報監視システム「ジェイマリンセーフティ」の導入

「シースタイル」ではマリーナ任意でボート、水上オートバイに導入。

ユーザー個人のスマホにアプリをダウンロードして使用するもので、運営側が常に位置を確認でき、トラブル時の迅速な対応に繋がる。今はまだ試行段階で改善の余地を残すが一定の効果はあがっている。

危険区域、進入禁止エリアを1メートル単位で設定でき、ラインを超えるとアラートを通知する事も可能。将来、海水浴、サーフィン、サップ、水上オートバイ等のエリア分けが実現すればその際にも活用できるのではないかと考える。

九州運輸局

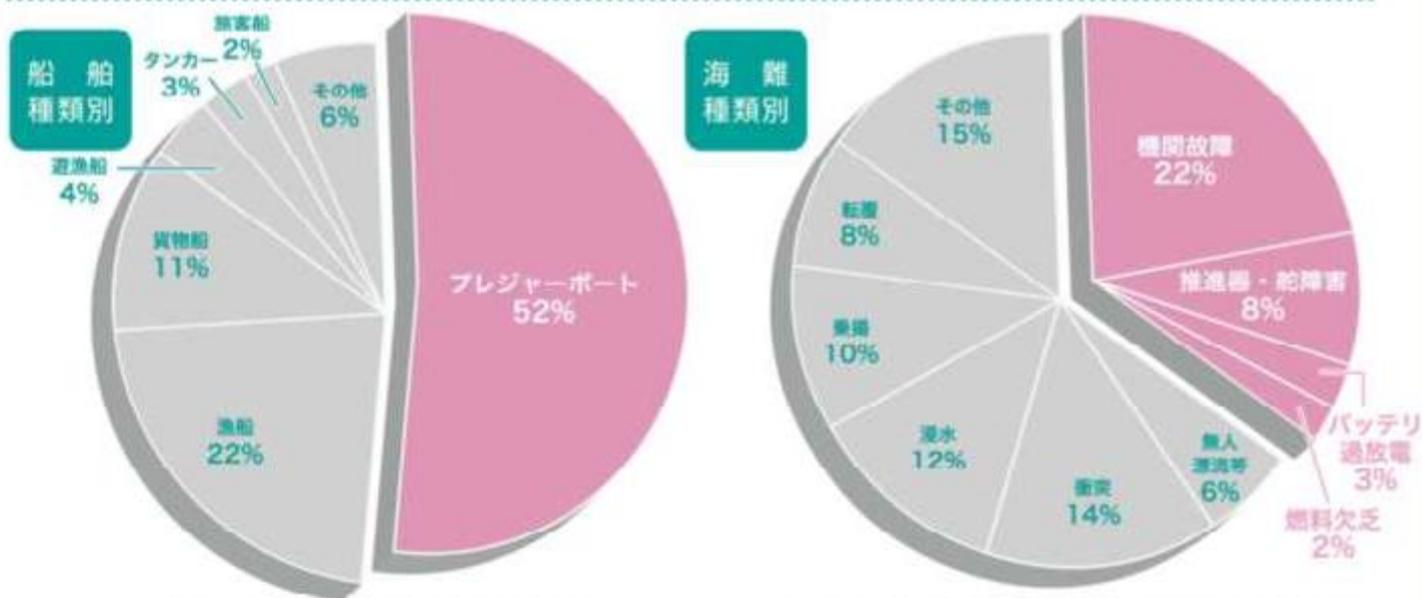
プレジャーボートの安全運航のために

プレジャーボート海難の3分の1以上が故障や点検不足によるものです

海難はプレジャーボートが全体の52%を占めています。プレジャーボートの海難の35%が故障や点検不足によるものです。これらはメンテナンスや発航前検査で十分に防止が可能です。

プレジャーボート海難発生状況 (令和3年) 合計1019隻

海上保安庁資料(令和3年)より



令和3年の海難発生隻数は1942隻です。

海難種類別では、35%が故障、点検不足によるものです。

- 01 中古艇は特に整備が重要です。
- 02 定期的なメンテナンス、発航前検査を実施しましょう。
- 03 整備は機関メーカー指定の業者に依頼しましょう。
- 04 発航前検査の義務違反は行政処分の対象となります。

プレジャーボートの安全運航のため、以下のガイドをご利用ください。

日本小型船舶検査機構

エンジン種類別に、日常的に行っていたきたい点検・整備のポイントをわかりやすくまとめています。

メンテナンスガイド JCI

検索



船内機



船外機



PWC

日本マリン事業協会

艇体の取扱説明書から、使用(航海)前後の点検の部分を抜粋したものがご覧いただけます。

日本マリン事業協会

検索



使用前後の点検事項

印刷して船内に持ち込み、発航前検査を実施してください。



発航前検査チェックリスト

実際に海難事故に遭ったユーザーに実施したアンケート調査から、多い要因とその注意事項を以下に記します。

燃料系

油水分離器にたまった水や、燃料フィルタの目詰まりに注意しましょう。



油水分離器

燃料フィルタ

燃料の残量を確認しましょう。

燃料計の過信は禁物です。
日頃の燃料消費率、
給油量を把握しましょう。



始動系

バッテリーの電圧、液量を点検しましょう。

バッテリーは定期的に交換しましょう。

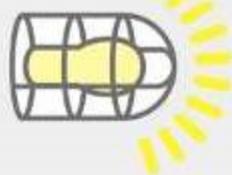
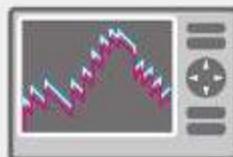


出展元：(一社)電池工業会

主機停止中には電気機器を使用しないようにしましょう。

例：釣り中：魚群探知機使用

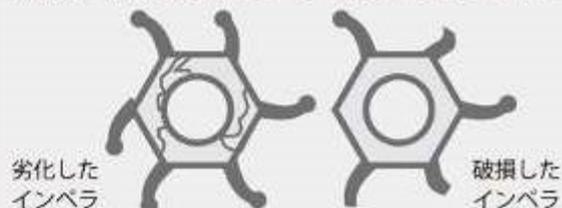
例：花火見物中：室内灯、
室外灯点灯



冷却系

海水ポンプインペラの損耗に注意しましょう。

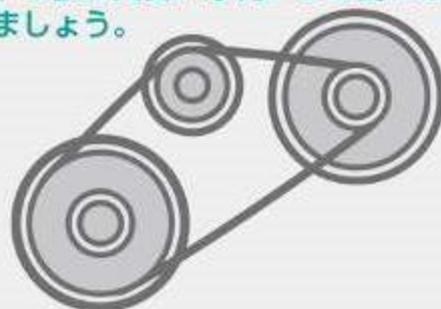
海水ポンプインペラは定期的に交換しましょう。
船外機の場合、検水口からの水の出が悪くなります。



劣化した
インペラ

破損した
インペラ

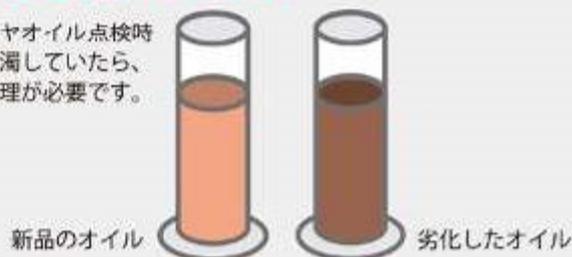
Vベルトの張り具合、摩耗、ひび割れなどを点検しましょう。



機関係

エンジンオイル・ギヤオイルの量と状態を点検しましょう。

ギヤオイル点検時
白濁していたら、
修理が必要です。



新品のオイル

劣化したオイル

コントロールケーブルの操作力、がたつき、錆びなどを点検しましょう。

ケーブル露出部の割れ、錆び。



定期交換時期

下記は目安です。詳しくは、搭載機関の取扱説明書に従いましょう。

ディーゼルエンジン

燃料フィルタエレメント	600 時間毎
エンジンオイル	200 時間毎
オイルフィルタ	200 時間毎
冷却水	600 時間毎
防食金属	半減したら交換
Vベルト	異音、摩耗等必要に応じ交換
共通	
バッテリー	3 年毎
コントロールケーブル	2 年～ 5 年毎 (使用頻度による)

船外機

燃料フィルタエレメント	200 時間又は 2 年毎
エンジンオイル	100 時間又は 6 ヶ月毎
オイルフィルタ	200 時間又は 2 年毎
ギヤオイル	100 時間又は 6 ヶ月毎
防食金属	半減したら交換
ウォーターポンプインペラ	1 年毎

発航前検査チェックリスト

発航前検査は、船長の義務です。発航前の検査義務違反は行政処分の対象です。

エンジン始動前の点検

船体の点検

- ① 船体に亀裂や破口はないですか。ハッチカバー等は確実に閉鎖しましたか。
- ② エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。 → 

エンジンの点検

- ③ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④ Vベルトにひび割れや擦り切れはありませんか。
- ⑤ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑥ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。色や粘度は正常ですか。
- ⑦ 冷却清水の量は十分ですか。海水フィルターにゴミは詰まっていますか。
- ⑧ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。バッテリーの耐用年数は切れていませんか。

救命設備等その他の点検

- ⑨ ライフジャケットに損傷や膨張式ポンプの異常はありませんか。また乗船者全員が着用しましたか。
- ⑩ 通信手段を確保し、充電量や予備バッテリーの確認はしましたか。
- ⑪ 適切な出航判断や航海計画の立案に必要な気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。
- ⑫ その他の法定備品類は搭載され、直ぐに使える状態ですか。



エンジン始動後の点検

エンジンの状態確認

- ⑬ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指していますか。
- ⑭ 冷却用の海水は普段どおりの量や勢いで排出されていますか。
- ⑮ エンジンから異常な音やにおいが出ていませんか。



© 2019 JMRA/KAZI

小型船舶の安全運航のために

- 海の安全情報
- 発航前検査の詳細情報
- ボート共通取説 使用(航海)前後の点検事項
- ウォーターセーフティガイド
- もしもに備えて保険加入
 - 事故（衝突、遊泳者との接触など）を起こした場合、多額の賠償責任が生じる可能性があります。 ボート販売店・マリーナなど

操縦免許証の各種手続きについて

- 最寄りの地方運輸局等で

～小型船舶を楽しく安全に利用するために～

ハロー！フレッシュボートライフ



小型船舶を操縦するために必要な操縦免許を取ろう！

< 記載内容 >

①: 船舶の種類 ②: 航行区域

免許の種類

一級小型船舶操縦士免許

- ① 24m未満のプレジャーボート
その他の船舶は20トン未満
(水上オートバイを除く)
- ② 全ての水域



海岸から5海里(約9km)

二級小型船舶操縦士免許

- ① 24m未満のプレジャーボート
その他の船舶は20トン未満
(水上オートバイを除く)
- ② 海岸から5海里(約9km)以内
の水域及び平水区域



湖・海岸から2海里
(約3.7km)

二級小型船舶操縦士 (湖川小出力限定)免許

- ① 5トン及び機関出力15kW未満の
船舶(水上オートバイを除く)
- ② 湖川及び一部の海域



湖・川

免許取得年齢	免許種類
16歳以上	特殊(水上オートバイ) 二級(湖川小出力限定) 二級(5トン未満限定) ※18歳の誕生日以降は トン数限定解除
18歳以上	一級 二級

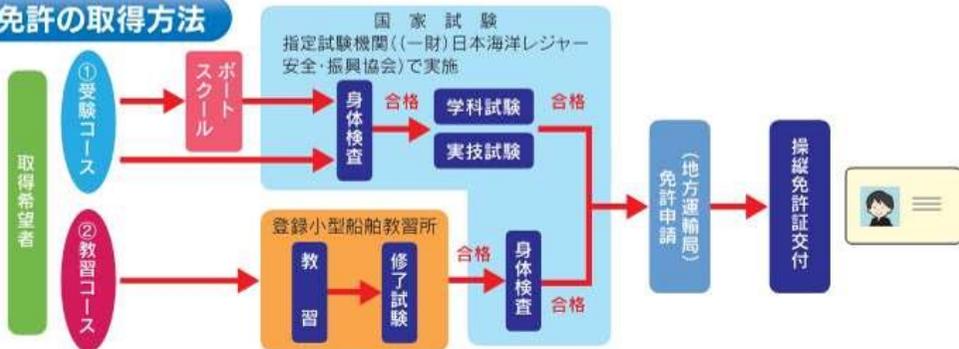
特殊小型船舶操縦士免許

- ① 水上オートバイ等
- ② 船舶検査証書に記載される水域
(特徴)
- (1) 長さ4m未満、かつ、幅1.6m未満
- (2) ハンドルバー方式
- (3) 身体のバランスを用いて操縦
- (4) 推進機関はジェット式ポンプによる
駆動 など

※ 船舶の種類、大きさ、航行区域に応じた免許を持たずに操縦することは法令に違反します。

免許の取り方と更新制度

免許の取得方法



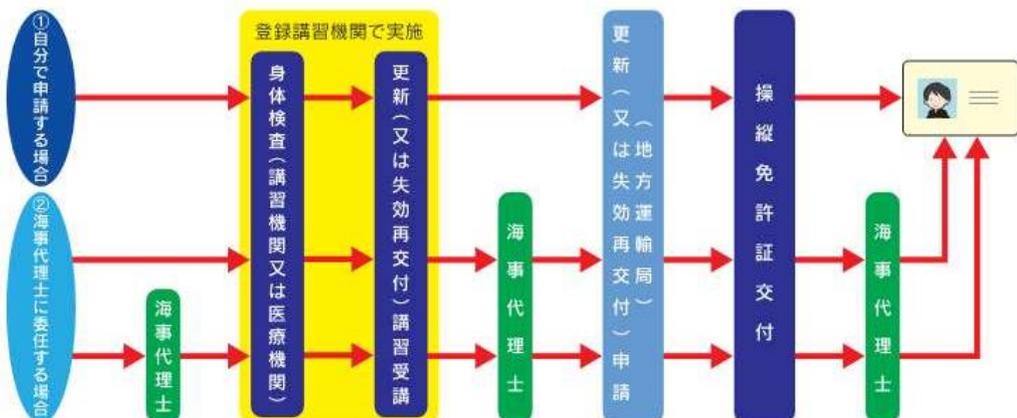
免許証の更新の手続き

- 有効期間 5年
- 有効期間満了の1年前から登録更新講習機関の講習受講後、最寄りの地方運輸局等で手続きが可能

免許証の失効再交付の手続き

- 免許証が失効(有効期間5年を超えた者)
- 登録失効再交付講習機関の講習受講後、最寄りの地方運輸局等で手続きが可能

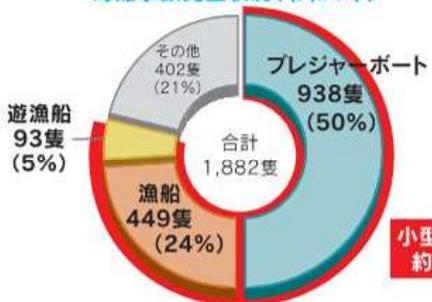
※更新講習の受講に比べ、失効再交付講習の受講は、費用及び講習時間が増えます。



※マリーナ等に申し込める場合もあります。詳しくは、国土交通省ウェブサイトのトップページより以下のおとご覧ください。
政策情報・分野別一覧の「海事」>主な政策の「海技資格・免許」>「小型船舶を操縦するために」>「免許証の更新/失効」を順にクリック

海難事故の多くは小型船舶

海難事故発生状況(令和4年)



海難による死者・行方不明者の数(令和4年)



(※海上保安庁資料より作成)

あなたは遵守事項を守っていますか!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用(※)



- 見張りの実施
- 発航前の検査
- 事故時の人命救助



※着用範囲については国土交通省ウェブサイトをご覧ください。スマートフォン、タブレット端末で下記のQRコードからアクセスすることもできます。



遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用※、発航前の検査義務違反	2点	5点

行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)			
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の判決による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

主な小型船舶の事故の特徴

事故発生原因(令和4年)



漁船の操縦者年代別事故発生状況(令和4年)



65歳以上約4割

(※海上保安庁資料より作成)

- 海難事故の傾向を見ると…
見張り不十分や操船不適切、整備不良が多くなっています。事故を起こさないために見張りなど確実にしてください。
- 発航前検査は、最後のページの発航前検査チェックリストによる整備をしてください。
- 船舶を長期間航行させていない場合は、マリーナや船舶整備業者に船舶の状態を相談しましょう。
- 漁船の事故については操縦者の高齢化に伴う高齢者による事故が全体の約4割を占めています。高齢の方々は、体調管理に気をつけて操縦にあたって下さい。特に見張りを徹底してください。

ライフジャケットが 命を守ります！



小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に
ライフジャケットを着用させる義務があります！
違反した場合、違反点数が課されます！



SAVE YOUR LIFE
動画もチェック♪

<https://youtu.be/TJPe0uhnFY>



水上オートバイ等の両船側の見やすい場所には、
船舶番号を表示する必要があります！

国土交通省・海上保安庁・水産庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

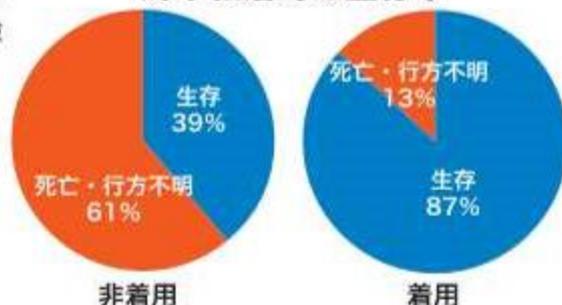


ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は、非着用者に比べ2倍以上です。船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう。

ライフジャケットの着用方法・点検方法はコチラ



海中転落時の生存率



ライフジャケットの種類

- ◆国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください*。
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの(タイプA)や、水上オートバイなどいろいろなタイプがあります。(下表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください。



全ての航行区域に適用
TYPE A

桜マーク

タイプ表示

(記載場所や内容については、販売者に確認してください。)



1. 船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場合

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細については以下のホームページを確認してください。)

2. 船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶(ミニボート等)に乗船する場合は上記のいずれでもOK

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)では、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用を推奨します。

発行：国土交通省海事局安全政策課

詳しくはホームページへ

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認してください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



船外で泳ごうとする直前の方



専用装備で海上スポーツをする方



必ずしも着用する必要がありません

防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方

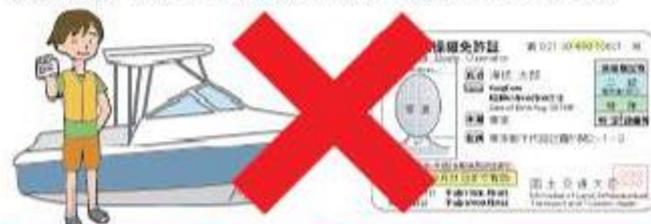


できるだけ着用してください

違反すると処分あり

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。

累積点数[※]によっては、免許停止の対象となります。



最大6か月の免許停止

※場合によっては、3点以上で免許停止の対象となります。

水上オートバイに乗る時は忘れないで!

人がいるところでは遊ばない!

- ・ 遊泳者等の近くで疾走したり、急回転したり、ジグザクに航行したりするのは非常に危険です。
- ・ 海水浴場などの人がいる水域を避けて遊びましょう。

■ 危険操縦の禁止(注1)



お酒を飲んだら操縦しない!

- ・ 少しのお酒でも、操縦に影響を与えるおそれがあります。
- ・ 「飲んだら乗らない」を心がけてください。

■ 酒酔い等操縦の禁止(注1)



無免許者には操縦させない!

- ・ 水上オートバイの操縦には、特殊小型船舶操縦士の免許が必要です。
- ・ 免許者が同乗していても、無免許者は操縦できません。

■ 無免許操縦の禁止(注1)



ライフジャケットを着用する!

- ・ 船長にはすべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります。
- ・ 国が安全性を確認した証である **桜マーク** があるライフジャケットを着用しましょう。

■ ライフジャケットの着用(注2)



詳しくは
ホームページへ



注1 違反した場合、違反点数が付与されるほか、免許停止等の処分の対象となる場合があります。また、人を死傷させた場合は、刑事罰の対象となる可能性もあります。

注2 違反した場合、上記同様に処分の対象となる場合があります。

※ このほかにも、見張りの実施、発航前の検査及び事故時の人命救助が義務付けられています。

船舶番号等は、航行中でも
見やすい場所に表示しましょう!!

00 200-00000 東京 00



※ 船舶番号や船舶検査済票は両船側の船外から見やすい場所に表示しなければなりません。船体の後部は、波や水しぶきで見えづらくなってしまいます。

福岡県県土整備部港湾課

福岡県県土整備部管内の海難事例及び活動状況（2024年）

① 海浜事故の発生状況

事例（溺水）

日時：2024年7月7日13時45分

場所：古賀海岸（古賀市鹿部）

事故者：遊泳中の男性 77歳

概要：飲酒後、友人とともに海で遊泳を開始。波打ち際に男性が倒れているとの通報があり、意識がない状態で、病院に搬送されたが、死亡が確認された。

※古賀市が古賀海岸に「遊泳禁止」看板6箇所を設置している。（古賀市建設課によると、7年前の水難事故により注意喚起の意味で設置している。）



古賀海岸

② 今夏における海浜事故防止対策の活動状況

海岸巡視、海岸清掃やシーズン前の海岸施設の検査等の維持管理。

③ 課題・問題点

海岸は自由使用が原則であるとの考えから、遊泳禁止の看板やガードレール等、強い警告を出しづらい。

福岡市港湾空港局

福岡市港湾空港局港湾管理課
海浜事故把握案件

日付	時間	件名	場所	概要	対策
R6.5.17	21:40	行方不明	百道地区東突堤	男女4名が進路禁止の突堤に侵入し、50歳男性1名が飛び込み。 行方不明となったため同伴者がレスキューに通報し、救助・搬送された。 最終的な安否は不明。	突堤への進入禁止看板とバリケード設置
R6.7.16	15:30	バナナボートからの落水	百道浜沖合200m	8人乗りバナナボートに乗艇していた7名の内1名が落水して流血。	乗艇人数に関わらずヘッドギア着用を義務化
R6.8.6	13:40	プレジャーボート浸水	百道浜地区	プレジャーボートが博多湾内で浸水航行不能となったため、海浜公園内の砂浜から引き上げ。	—
R6.8.16	19:20	水上バイク落水	愛宕浜地区 突堤先100m	水上バイクから落水した男性を同伴者3名及び巡回警備員1名で浮き輪を使用して引き上げ。 男性は救急車に乗車することを拒否して逃走。 【原因（救急隊員からの聞き取りによる）】 ・落水した男性は飲酒した状態で操縦又は同乗 ・落水した時刻は水上バイクの航行可能時間間際か、 超えていた可能性が高い。	—

海浜事故への対応事例について

1 事故概要

令和5年7月18日

シーサイドももち海浜公園内の防波堤から飛び込むなどして遊んでいた高校生が溺れ、病院に搬送されるも、死亡が確認された。

2 事故後の対応

令和5年度

令和5年7月19日から令和5年9月1日までの間、侵入防止策を設置のうえ警備員を配置。

令和6年度

侵入防止策の設置及びライフセービング協会に監視範囲に当該防波堤付近を含めるよう依頼。



福岡市農林水産局

1 各自治体等の管理エリアにおける海浜事故の発生状況・事件事例及びヒヤリハット事例

7月30日に志賀島の漁港区域内にある砂浜で、こども2人が沖へ流され、救助後に病院に救急搬送され、後日、男児1人が死亡。

2 今夏における海浜事故防止対策の活動状況（管理エリアで事故等の発生があった場合は、事故を受けて実施した対策等）

志賀島における合同海浜パトロール

3 各自治体等の管理エリアにおける課題・問題点について

水上オートバイ利用者のマナーが悪い。
市が海水浴場として認めていない自然海岸を市民等が海水浴場として認識し利用している。

糸島市

糸島市の海浜事故防止の取り組み（令和6年度）

1. 海浜事故発生状況・事故事例及びヒヤリハット事例

令和5年度水難救助船出動回数は7隻。令和6年度については調査中。

2. 今夏における海浜事故防止対策の活動状況

- ①令和5年度、大口海岸での離岸流を原因とする海浜事故が発生したことをふまえ、令和6年度においても海水浴シーズンにあわせ、大口海岸入口に離岸流に関する常設看板を設置し、注意喚起を行った。看板設置後は、離岸流での事故に関する報告等はなし。
- ②海水浴場組合に対し、海浜事故防止の徹底に関するお願いを書面にて行った。
- ③海岸付近の統合型リゾート施設に対し、海浜事故に関する注意喚起のチラシを持参、啓発を行った。
- ④芥屋・深江海水浴場に、各水難救済所からAEDを借りる形で、下記海の家にAEDを配備。福岡県水難救済会から、芥屋・深江の各水難救済所に対し各1台追加配備。
 - (1)海の家 磯の家（芥屋）
 - (2)海の家 波（深江）
- ⑤深江海水浴場付近にて、水上バイクの通過ルート等を示した看板を常設している。

3. 各自治体等の管理エリアにおける課題・問題点について

令和6年度においては、大きな事故等は発生していないが、海浜事故等はいつ発生するかわからないため、引き続き注意喚起等を行う必要がある。

【写真】

▼2-① 離岸流注意喚起



▼2-④ 海の家配備AED



▼2-⑤ 深江海水浴場付近看板



新宮町

第2回福岡地区海浜事故防止推進委員会説明資料（新宮町）

①管理エリアにおける海浜事故の発生状況・事故事例及びヒヤリハット事例

新宮海水浴場においてパトロールを実施している新宮ライフセービングクラブからの報告では、重溺者及び軽溺者の救助が活動開始以降初めてゼロ件を達成しました。

- ・重溺者救助 0件0名
- ・軽溺者救助 0件0名
- ・安全移送 0件0名
- ・First Aid 3件7名

②今夏における海浜事故防止対策の活動状況

新宮海水浴場においては遊泳エリアブイと注意喚起看板を設置したことに加え、ライフセーバーの声掛けによる事故予防活動が大きな効果をもたらしました。また、新宮ライフセービングクラブではH27年から子ども用ライフジャケットの無償レンタルを行っており、今年度は延べ357着を貸し出すことにより、子どもたちの安全な海水浴に大きく貢献しました。

③各自治体等の管理エリアにおける課題・問題点について

土日祝においては、ライフセービングクラブによるパトロールを実施していただいておりますが、平日におけるパトロール体制の構築を検討する必要があります。

古賀市

① 海浜事故の発生状況

7月7日福岡県古賀市鹿部の海岸にて男性が死亡

② 海浜事故防止対策の活動状況

市 HP に海の事故ゼロキャンペーン案内掲示

市内3小学校において若年層による海浜事故防止呼びかけを行っていただく。

③ 遊泳禁止の看板を設置しているが数年おきに死亡事故が発生しており、

外国籍の方も含めた海岸利用者に対し遊泳場所ではないことの周知方法が課題

福津市
(口頭説明)

宗像市

令和6年度第2回福岡地区海浜事故防止推進委員会会議

- ・各自治体等の管理エリアにおける海浜事故の発生状況・事故事例及びヒヤリハット事例

⇒特になし

- ・今夏における海浜事故防止対策の活動状況（管理エリアで事故等の発生があった場合は、事故を受けて実施した対策等）

⇒①福岡海上保安部主催で宗像地区の小学校へ安全教室を実施

②北斗の水くみ海浜公園にて合同海浜パトロールの実施

③釣川河口域海岸水域利用ルール会議の開催

④宗像ライフセービングクラブによる監視業務

- ・各自治体等の管理エリアにおける課題・問題点について

⇒特になし

福岡県警察本部

福岡県警察

1 海浜事故の発生状況

- 7月18日、50歳男性が中学校の遊泳大会にサポート役として参加していたところ、死亡。
- 7月30日、4歳男児が海で遊泳中、沖に流され、死亡。
- 8月8日、18歳の男性が、防波堤から海に飛び込んだところ、死亡。

2 マリンレジャーに関する苦情等の通報事例

なし

3 海浜事故防止に関する取組み事例

- 水難救助訓練

7月15日 若松署



8月7日 門司署



- 水難事故防止キャンペーン

7月15日 臨港署



7月20日 宗像署



- 合同海浜パトロール

7月28日 西署



宗像地区消防本部

6月～11月 水難事故発生に備え潜水訓練（宗像市深浜海岸、江口海岸、福津市津屋崎海岸、福間海岸）実施

7月 8日 ～海上保安庁合同海難救助訓練実施

7月20日 ～合同海浜パトロール（本部警防課、福津消防署・津屋崎玄海出張所）

糟屋北部消防本部

令和6年度 第2回福岡地区海浜事故防止推進委員会

【粕屋北部消防本部】

○令和6年度各自治体等における海浜事故事例及びマリンレジャーに関する苦情等について

・令和6年度は、管内（古賀市、新宮町）において、海浜事故の発生はありませんでした。また、マリンレジャーに関する苦情等もありませんでした。

○令和6年度各自治体等における海浜事故対策及び課題について

・水難事故対応訓練時において、海浜等の巡回及び釣り客、遊泳客に対して注意喚起を行いました。

課題は、釣り客のライフジャケット未装着者が目立つものの、直接、装着を促すことはありません（出来ておりません）。

福岡市消防局
(口頭説明)

議 事 3

海水浴場等における 安全管理体制の事例紹介

宗像市
(北斗の水くみ海浜公園)

北斗の水くみ海浜公園において実施する各種安全対策の取り組みについて

- ・ 北斗の水くみ海浜公園の法的な位置付け（条例に定める場所か否か、若しくは自然海岸等）※宗像市が予算措置を行った上で各種安全対策を講じる根拠

⇒自然海岸として位置付け。

市の指定管理施設として、道の駅開設と同時に、宗像市において「北斗の水汲み海浜公園」を新規整備し、市の指定管理施設として維持管理、安全管理、衛星管理を実施している。また、同海浜公園の管理はあくまでも「施設」のみであり、同施設前面に広がる自然海岸の各種管理については、副次的に実施している。

- ・ ライフセーバー配置の経緯

⇒2008年(平成20年)に道の駅むなかたが開業したのと同時に北斗の水くみ海浜公園が開設された。海水浴場への来客が多くなることを踏まえて、平成20年に宗像ライフセービングクラブがライフセーバーとして配置された。

- ・ ライフジャケット無料貸し出しの経緯

⇒安全に海水浴を楽しんでもらうために、ライフジャケット着用の声掛けを行っていたが、声掛けだけでは不十分だった為、市からの委託料でライフジャケットを購入し、貸出を行うことになった。

- ・ 海域利用ルール策定の経緯

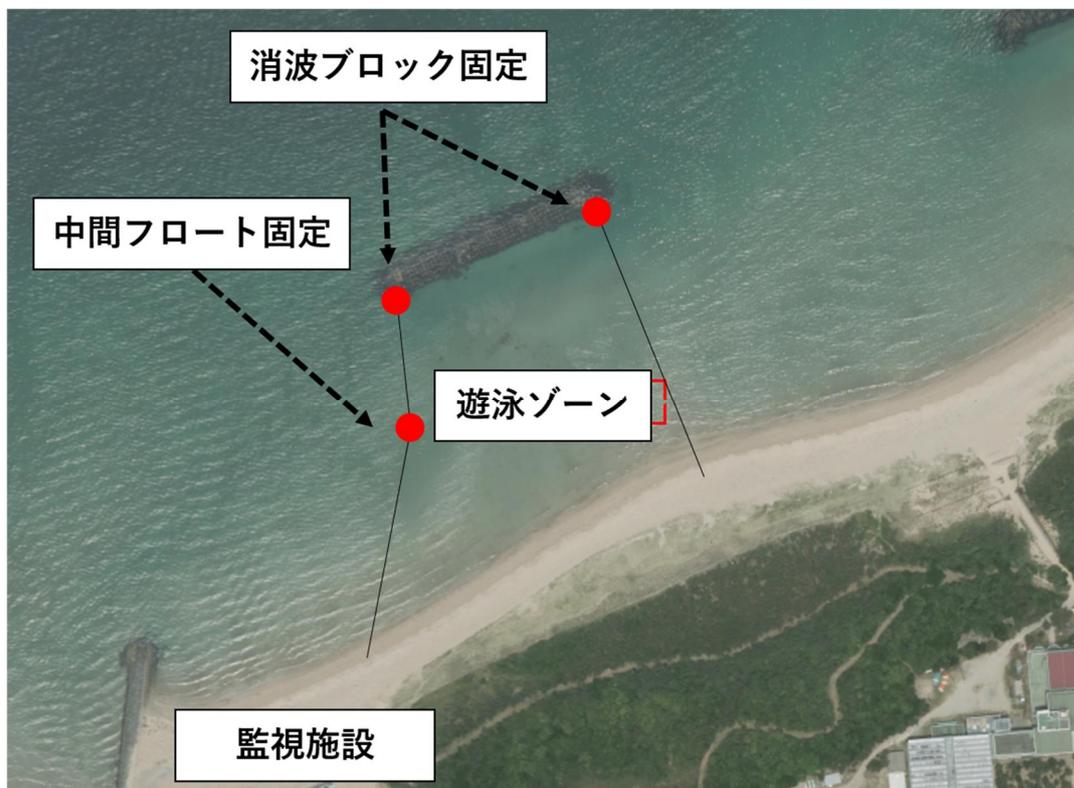
⇒地元漁協からの要望や水上バイクの乗り入れが多発し、遊泳者への危険が危ぶまれたために、遊泳者と水上バイク等利用者への仕分けルールを策定した。内容としては、サーフィン等利用者へ夏季は左岸側を利用し遊泳ブイ内には入らないことや水上バイク等利用者へは、周辺水域からの乗り入れであっても、遊泳ブイ付近での運行をしないなど。宗像市だけでなく、宗像ライフセービングクラブ、福岡海上保安部、九州運輸局海上安全環境部、福岡県北九州県土整備事務所、宗像漁業協同組合と連携してルール策定を行っている。

- ・ 安全対策実施に係る予算措置

⇒釣川河口域監視及び清掃業務委託：2,000,000円

遊泳ブイ設置、撤去業務委託：990,000円

遊泳ブイ設置図



釣川周辺海岸の水域利用のルール（令和6年度）

令和6年度の標記ルールについて、以下のとおり定めます。

■釣川周辺海岸の水域利用について

- ・周辺の航路や定置網などの漁場へ進入しないこと。
- ・当該地域の監視員及び警察官の指示又は指導に従うこと。（監視員は名札、パトロールシャツなどを着用）
- ・海象条件に十分に注意し、津波や波浪警報が出た際は、速やかに内陸部へ避難すること。
- ・飲酒した際は、海に入らないこと。
- ・海産物の採捕行為を行わないこと。
- ・その他、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

■自然環境・周辺環境への配慮について

- ・油やゴミなどで海・海岸を汚したりしないこと。（ゴミは必ず持ち帰ること）
- ・海岸に生育する動植物を採ったり、傷つけたりしないこと。
- ・21時以降、花火などの騒音を発する行為を慎むこと。
- ・当該地域の監視員及び警察官の指示又は指導に従うこと。（監視員は名札、パトロールシャツなどを着用）
- ・周辺道路等での不法駐車をしないこと。

■遊泳者への注意事項

- ・右岸の遊泳ロープ内で遊泳すること。
- ・離岸堤付近では遊泳等しないこと。

■サーフィン・スタンドアップパドルボード利用者への注意事項

- ・夏季（7月～8月末）は、左岸側を利用し遊泳ブイ内には入らないこと。
- ・遊泳者に十分注意の上、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

■水上オートバイ等レジャー用動力船の利用について

- ・北斗の水くみ海浜公園から砂浜への車両等の乗り入れは原則禁止。
- ・周辺水域からの乗り入れであっても、遊泳ブイ付近での運航はしないこと。
※違反した場合は、警察、海上保安庁、九州運輸局に通報します。
※災害時や救助等の際は、車両等の乗り入れを認める。

新宮町
(新宮海水浴場)

第 2 回福岡地区海浜事故防止推進委員会会議 追加資料（新宮町）

（1）新宮海水浴場の法的な位置付け

新宮海水浴場は、自然公園法第 2 条第 3 項に定義されている玄海国定公園に位置している。新宮海水浴場では新宮海岸の土地の一部について、監視台及びライフセーバー待機場所であるプレハブ設置のために、自然公園法第 20 条第 3 項の規定により工作物新築の許可を受けている。

（2）ライフセーバー配置の経緯

- ・平成 10 年 福岡ライフセービングクラブとして活動
- ・平成 22 年 新宮ライフセービングクラブとして活動
- ・令和元年 NPO 法人になる
- ・令和 2 年 監視委託業務を締結し活動

（3）ライフジャケット無料貸し出しの経緯

特にきっかけはないが、安全遊泳のための独自の取組として平成 27 年からライフジャケットの無料貸与を実施している。これまで 9 年間（令和 2 年は新型コロナのため、海水浴場未設置。）で延べ 2194 着を貸与している。

（4）海域利用ルール策定の経緯

コロナ禍中の海水浴場未開設時に海浜事故が発生したため、遊泳者の安全確保を目的に令和 5 年度から遊泳区域を指定し、区域外での利用を防止するブイを設置している。さらに、期間中は周知のための看板も海岸に設置している。

（5）上記（1）から（4）の安全対策実施に係る予算措置など

- ①新宮浜海岸清掃委託料：ビーチクリーナーによる砂浜の清掃業務（海開き前）
契約額：616,000 円（税込）
- ②海水浴場ごみ等清掃委託料：開設期間中の清掃業務
契約額：324,000 円（税込）
- ③じん芥収集委託料：回収ごみの処理料
支払額：56,100 円（税込）（7 月 8 月の 2 ヶ月分実績）
- ④海水浴場監視業務委託料：ライフセーバーによる監視業務委託料（18 日間）
（7 月 5 日～8 月 25 日の土日祝） 契約額：498,000 円（税込）
- ⑤海水浴場開設委託料：遊泳区域指定のためのブイの設置及び管理
契約額：490,000 円（税込）
- ⑥海水浴場駐車場等整備工事費：駐車場整備、ライフセーバー待機場所設置（プレハブ）、監視台設置 契約額：1,386,000 円（税込）

福岡市港湾空港局
(シーサイドももち海浜公園)

シーサイドももち海浜公園 安全対策の取り組みについて

1. シーサイドももち海浜公園の法的な位置付けについて

シーサイドももち海浜公園は、平成元年制定された「福岡市海浜公園条例」において、博多港における良好な環境の整備を図るとともに、市民に海洋レクリエーション及びその他の憩いの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康増進に寄与することを目的として整備された施設である。一部エリアでの遊泳を認めているが、条例等で海水浴場と定められている施設ではない。

2. 夏季遊泳対策について

【経緯】

遊泳者が海水浴を安全、安心に利用出来るよう、令和元年度からライフセーバーを配置
利用者の安全を確保できるエリアを遊泳可能区域としたもの

【遊泳規制の根拠】

福岡市海浜公園条例第4条（利用の制限）

市長は、海浜公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は海浜公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合は、海浜公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域、期間等を定めて、海浜公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

【遊泳可能区域】

・百道浜地区東側

【遊泳禁止区域】

・百道浜地区西側（船舶や水上バイクの利用があるため）
・地行浜（ライフセーバーの人手が足りないため）

【主な遊泳対策】

福岡市海浜公園指定管理業務仕様書に基づき実施

1. 利便施設等の設置

利用者の安全を確保するため、休憩所、足洗い場及び警備・監視連絡所を設置

2. 防護ブイの設置

水遊び客の事故防止対策として、管理区域を明示したブイを設置

設置場所：百道浜地区東側

設置期間：6月下旬から9月中旬まで

3. 警備・監視員（ライフセーバー）の特別配置

福岡大学ライフセービングクラブを中心に警備・監視員を配置

配置場所：百道浜地区東側

配置期間：7月第2土曜日から9月1日まで

配置時間：9時30分から18時30分まで

配置人員：平日3名程度、土日祝日5名程度

3. その他の対策について

立ち入り禁止区域の指定

利用者の安全を確保するため、百道浜地区東側突堤に防護柵を設置
※令和5年度は、防護柵に加え警備員1名を配置



防護柵設置

4. 本年度実施した対策

- ・子ども用ライフジャケットの貸し出しを実施
- ・ライフジャケットの貸し出しを行っていることの園内放送及び掲示物の設置
- ・遊泳エリア内に、子どもが安全に遊べるように浅く、狭めの遊泳エリアを設置
- ・台風10号による漂着物撤去



子ども用ライフジャケットの貸し出し



台風10号による漂着物撤去